

雇用・就業関係の変化と労働法システムの再構築

【研究会メンバー】

主査	荒木 尚志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	池田 悠	北海道大学法学部教授
	石川 茉莉	連合総合生活開発研究所研究員
	石崎 由希子	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
	植田 達	常葉大学法学部講師
	笠木 映里	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	神吉 知郁子	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
	河野 奈月	明治学院大学法学部准教授
	島村 暁代	立教大学法学部教授
	高橋 奈々	東海大学法学部講師
	仲 琦	労働政策研究・研修機構研究員
	土岐 将仁	岡山大学法学部准教授
	富永 晃一	上智大学法学部教授
	成田 史子	信州大学法経学部准教授
	朴 孝淑	神奈川大学法学部准教授
	長谷川 珠子	福島大学行政政策学類准教授

研究協力者	有泉 明	東京大学大学院法学政治学研究科助教
	石黒 駿	東京大学大学院法学政治学研究科助教
	蔡 璧竹	東京大学大学院法学政治学研究科博士課程
	張 博筌	東京大学大学院法学政治学研究科修士課程
	黄 若翔	東京大学大学院法学政治学研究科博士課程
	梁 閔閔	東京大学大学院法学政治学研究科博士課程
	李 紫薇	東京大学大学院法学政治学研究科修士課程

【報告書目次】

序章	問題の所在・検討の視角と検討結果の概要
第1章	個人事業者等に対する安全衛生対策
第2章	障害者総合支援法における就労系障害福祉サービスの検討
第3章	日本における職業能力開発政策の変遷と課題
第4章	不当労働行為制度における使用者概念
第5章	アメリカにおける法人格否認法理と使用者概念
第6章	カナダ・オンタリオ州のプラットフォームワーカーの保護をめぐる動向
第7章	イギリスのフードデリバリー配達人の団体交渉権保障
第8章	フランスの社会的連帯経済と協同組合：近年の動向
第9章	オランダにおける労働時間調整請求権について
第10章	韓国におけるデジタルプラットフォーム労働をめぐる議論状況
第11章	台湾労災保険・補償制度の歩み
第12章	台湾の公的介護制度におけるAI利用の現状と法的論点

【内容要旨】

D X (デジタルトランスフォーメーション) と呼ばれる情報通信技術や AI の急速な発展によって、従来とは異なる新たな法的・政策的課題への対応が要請されている。とりわけプラットフォームエコノミーの進展により、伝統的労働者概念を前提とした労働法制では適切に対応できない問題が生じており、各国で労働者概念の見直しや新たな規制の必要性などが議論されている。日本でも伝統的な労働者の範疇に入らない就業者について、2023 年のフリーランス法制定のほか、労働安全衛生施策における個人事業者や、障害者雇用施策における福祉的就労など、労働政策との整合性や調整を意識した新たな政策が要請されている。

労働者概念の再検討は、労働契約の相手方となる使用者概念についての再検討も要請する。さらに、プラットフォームワーカーなどが労働組合を結成した場合の団体交渉関係についても国内外で争訟が提起され議論となっている。このような新たな役務提供関係が展開するなかで労働市場法制や教育訓練システム、AI の適切な利用のための規制や社会的セーフティネットの再検討も必要となる。

そこで、本研究では、D X の進展を十分に認識しつつ、近年の雇用・就業関係の変化が労働法や社会法に提起している新たな課題について、広く諸外国で展開している状況についてもサーベイしつつ検討を行うこととした。

日本法については、まず、労働者概念が労働法の適用範囲を画してきたが、その状況に変化が生じている問題を取り上げた。すなわち、建設アスベスト（神奈川 1 陣訴訟）事件・最高裁令和 3 年 5 月 17 日判決を契機に労働安全衛生政策上、労働者ではない個人事業者に対する施策が課題となっている。2023（令和 5）年 10 月 27 日の「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」報告書、そして 2024（令和 6）年 5 月 28 日の「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」策定に至る議論状況など、個人事業主に対する安全衛生対策の新たな政策展開について検討した（第 1 章）。

また、労働者に対する施策と隣接する分野として、福祉的就労などの障害者に対する施策があるが、2022（令和 4）年 12 月に障害者総合支援法と障害者雇用促進法の改正が行われた。そこで改正障害者総合支援法における就労系障害福祉サービスの概要と課題について検討した（第 2 章）。

さらに、D X 時代において、今後の労働者の職業能力開発がいかにあるべきかは重要な政策課題となる。そこで、この問題を検討する基礎作業として、日本における職業能力開発政策の歴史的展開を確認・整理するとともに、今後の能力開発政策の課題について検討を加えた（第 3 章）。

次に、労働者と対置される使用者の概念の再検討について、日本における不当労働行為制度における使用者概念にフォーカスを当てて、学説、朝日放送事件最高裁判例、裁判例・命令を整理したうえで検討を加えた（第 4 章）。

外国法については、まず、第 4 章の検討とも対照されるアメリカの法人格否認の法理と使用者概念を取り上げた。日本法では法人格否認の法理が労働関係でしばしば問題となるが、アメリカの同法理はほぼ会社法事件において適用され、集团的労働関係では Alter Ego の法理や単一使用者の法理が用いられており、これらの法理の関係を検討した（第 5 章）。

DXの展開、特に、プラットフォームエコノミーの進展は、諸外国においても様々な労働法上の課題を提起している。そこで、労働者と独立自営業者の中間概念である「従属的契約者 (dependent contractor)」概念を持つカナダ・オンタリオ州の解釈と立法の状況 (第6章)、イギリスにおけるプラットフォーム就労者 (フード配達人) に団体交渉権保障が及ぶか否かが争われ、諾否の自由や代替性があることを労働者性を否定する要素として重視して労働者性を否定した最高裁判決とその影響 (第7章)、プラットフォームワーカー問題への対応策として欧州で関心の高まっている協同組合についてのフランスの動向 (第8章)、労働者の多様化に伴って要請される柔軟な働き方に関して、世界でも先進的取り組みとして注目されているオランダの労働時間調整請求権 (第9章) について検討した。

また、アジア諸国においても、韓国では、プラットフォーム就業者について、近時、勤労基準法上、労働組合法上の労働者概念を拡張的に解釈する判例の展開、産業災害補償保険法においても、特殊形態勤労従事者およびプラットフォーム就業者について適用を拡大するための法改正などの注目すべき動きが見られる (第10章)。フリーランスなどの多様な就業者について、もっとも議論となるのは労働災害時の保護であるが、台湾では、従前は労災保険制度にカバーされる労働者自体が限定的であった。これをほぼすべての労働者をカバーすることとしたのが2021年の労災保険保護法であった。そして、労働者に当たらない労務従事者も任意加入の対象となるに至る。そこで、このような労災保険制度の展開を考察した (第11章)。さらに台湾では、公的介護制度におけるAIの利用が様々な法的課題を提起しているので、この問題を理解する前提となる制度を含めて検討した (第12章)。